

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年3月12日

【事業年度】 第22期（自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日）

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 秀 雄

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232 - 0008

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 保 科 正 人

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232 - 0008

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 保 科 正 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年1月29日付にて提出いたしました第22期(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)の記載事項のうち一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(訂正前)

当社は、社長直属の内部監査を実施しております。内部監査は、活動の基本方針を、諸法令、諸規程及び諸マニュアルへの準拠性を高め、業務上の過誤による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の改善と経営効率の向上に資することとし、当社の業務運営及び出納管理等の実態調査及び改善指導を行っております。

監査役は、業務及び会計について、諸法令への準拠性のほか、常勤監査役を中心に内部監査と連携して実態調査を行い、経営の合理性も含め、監査を実施しております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席や重要な決済書類等の閲覧等を行い、公認会計士などの専門知識と、幅広い視野や豊かな経験に基づいて経営上の意思決定のチェック機能を果たしております。

会計監査人として、監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び証券取引法に基づく監査を受けております。

(訂正後)

当社は、社長直属の内部監査担当者を選任の上1名を配置して内部監査を実施しております。内部監査は、活動の基本方針を、諸法令、諸規程及び諸マニュアルへの準拠性を高め、業務上の過誤による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の改善と経営効率の向上に資することとし、当社の業務運営及び出納管理等の実態調査及び改善指導を行っております。

監査役は、業務及び会計について、諸法令への準拠性のほか、常勤監査役を中心に内部監査と連携して実態調査を行い、経営の合理性も含め、監査を実施しております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席や重要な決済書類等の閲覧等を行い、公認会計士などの専門知識と、幅広い視野や豊かな経験に基づいて経営上の意思決定のチェック機能を果たしております。

会計監査人として、監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び証券取引法に基づく監査を受けております。